

# ○和光市保育の必要性の認定に関する条例

平成26年6月25日

条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、保育の必要性の基準その他支給認定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(保育の必要性の基準)

第3条 市長は、小学校就学前子どものうちその保護者のいずれもが次の各号のいずれかの事由（以下「保育の必要性の基準」という。）に該当するものを法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども（以下「保育を必要とする子ども」という。）とする。

- (1) 1月当たりの就労時間が48時間以上の労働に従事していること。
- (2) 妊娠していること。
- (3) 出産した日から起算して規則で定める期間内であること。
- (4) 疾病に罹患し、又は負傷していること。
- (5) 精神又は身体に障害を有していること。
- (6) 長期にわたり同居等の親族を常時介護していること。
- (7) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に関する作業に従事していること。
- (8) 求職活動を行っていること。
- (9) 就学していること。
- (10) 子どもに対し虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為をいう。第5条において同じ。）をするおそれがあること。
- (11) 育児休業を取得する前に既に保育を必要とする子どもを監護し、育児休業中に当該監護する子どもに家庭で必要な保育を行うことが困難な状態にあること。
- (12) 前各号に掲げる事由に類すると市長が認める状態にあること。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、保育を必要とする子どもが次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、その保育の必要性の基準を調整することができる。

(1) 同居の親族その他の者による保育を受けることができる状態にあること。

(2) 前号に掲げるもののほか、保育の必要性の基準を調整することが適当であると市長が認める状態にあること。

(保育必要量の区分)

第4条 市長は、保育必要量を次に掲げる時間により区分するものとする。

(1) 保育標準時間 1月当たり212時間を超えて292時間まで

(2) 保育短時間 1月当たり212時間まで

(優先保育の基準)

第5条 保育を必要とする子どものうち優先的に保育を行う必要があると認められる者は、当該子どもが次の各号のいずれかの事由（次条において「優先保育の基準」という。）に該当するものとする。

(1) 和光市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第20号）第2条第2項に規定するひとり親家庭であること。

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている世帯のうち、保護者の就労により自立が見込まれる世帯に属していること。

(3) 世帯の生計を維持するために就労していた保護者が失業し、当該保護者又はその他の保護者が速やかに就労することが必要な世帯に属していること。

(4) 虐待を受けるおそれがある状態その他社会的養護が必要な状態にあること。

(5) 障害を有していること。

(6) 保護者が育児休業後に復職し、又は復職する予定であること。

(7) 保育を受けようとする保育所等が兄弟姉妹が現に保育を受け、又は受けようとする保育所等と同一であること。

(8) 地域型保育事業による保育を受けていたこと。

(9) 前各号に掲げる事由に類すると市長が認める状態にあること。

(支給認定の審査方法)

第6条 市長は、支給認定を行うに当たっては、和光市子ども・子育て支援会議条例（平成25年条例第16号）第1条に規定する和光市子ども・子育て支援会議（次項において「支援会議」という。）に保育の必要性の基準、第3条第2項の規定による調整及び

優先保育の基準（次項において「保育の必要性の基準等」という。）により判定した結果を通知し、支給認定に関し必要な事項について審査及び判定を求めるものとする。

2 支援会議は、前項の規定による通知を受けたときは、保育の必要性の基準等に従い、当該通知に係る保育を必要とする子どもについて、支給認定に関する審査及び判定を行い、その結果を市長に通知するものとする。この場合において、支援会議は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項について、市長に意見を述べることができる。

（1） 優先的に保育を行う必要性に関する事項

（2） 保育の必要性の基準の調整に関する事項

（その他）

第7条 この条例に定めるもののほか、支給認定に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、法の施行の日（第3項において「施行日」という。）から施行する。

（和光市保育の実施に関する条例の廃止）

2 和光市保育の実施に関する条例（昭和62年条例第4号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例は、施行日以後に保育を受ける小学校就学前子どもの支給認定について適用する。

○和光市保育の必要性の認定に関する条例施行規則

平成27年1月29日

規則第3号

改正 平成27年12月22日規則第58号

平成28年10月31日規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、和光市保育の必要性の認定に関する条例（平成26年条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(保育の必要性の基準)

第2条 条例第3条第1項第1号の事由は、1日当たりの就労時間が4時間以上で、かつ、1月当たりの就労日数が12日以上であることを要件とする。

2 条例第3条第1項第3号の規則で定める期間は、出産をした日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までとする。

3 条例第3条第1項第4号の事由は、医師の診断により治療に1月以上の期間を要し、かつ、当該保護者が自ら保育を行うことが困難な状態にあることを要件とする。

4 条例第3条第1項第5号の事由は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該保護者が自ら保育を行うことが困難な状態にあることを要件とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている又は身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する4級以上の障害を有する（特別の理由により当該身体障害者手帳を所持していない者に限る。）こと。

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する3級以上の障害を有する（特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者に限る。）こと。

(3) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）第4条第2項の規定により療育手帳の交付を受けている又は同要綱第3条第2項に規定するC以上の障害を有する（特別の理由により当該療育手帳を所持していない者に限る。）こと。

5 条例第3条第1項第6号の事由は、同居等の親族を次の各号のいずれかに該当する介護を行っていることを要件とする。

(1) 疾病若しくは負傷により常時寝たきりとなっている者又は重度心身障害者（和光市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和52年条例第4号）第2条第1項に規定する重度心身障害者をいう。次号において同じ。）を自宅において1月当たり12日以上介護していること。

(2) 疾病若しくは負傷している者又は重度心身障害者が通院し、通所し又は入院するための付添いを1週当たり3日以上行っていること。

6 条例第3条第1項第8号の事由は、次の各号のいずれかに該当することを要件とする。

(1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第3項に規定する失業の状態にあり、同法第13条第1項若しくは第2項の規定により基本手当の支給を受けていること、又は同法第21条に規定する期間若しくは同法第33条第1項本文に規定する期間に該当する者であること。

(2) 継続的に企業等の求人に応募している又は企業等が実施する雇用に関する説明を受けている（いずれも書類等により証明できる場合に限る。）こと。

(3) 起業又は事業を継承するための準備を行っていること。

7 条例第3条第1項第9号の事由は、次の各号のいずれかに該当する施設において、1日当たり4時間以上、かつ、1月当たり12日以上就学又は訓練をしている状態にあることを要件とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校

(2) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）の規定により特定求職者に対して職業訓練を行う施設

8 条例第3条第1項第10号及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力（この項において「配偶者からの暴力」という。）により保護者が保育を必要とする子どもの保育を行うことが困難であると認められる場合の事由は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第1項の規定による申請（法第23条第1項

の規定による変更の認定の申請を含む。) をする日前において、次の各号のいずれにも該当することを要件とする。

(1) 子どもに対し虐待を行っている若しくは行ったことがあり、又は配偶者からの暴力を受けている若しくは受けていたことがあり、和光市要保護児童対策地域協議会(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の2の規定により設置された要保護児童対策地域協議会をいう。第4条第3項第1号において同じ。)において情報の交換及び協議が行われていること。

(2) 市が虐待を受けた子ども及びその保護者又は配偶者からの暴力を受けた保護者に対し保護その他必要な支援を行っていること。

(支給認定の有効期間)

第3条 条例第3条第1項第8号に係る保育を必要とする法第21条に規定する支給認定の有効期間(以下「支給認定の有効期間」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 法第19条第1項第2号に該当する保育を必要とする子ども 次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

ア 支給認定が効力を生じた日(以下「効力発生日」という。)から当該保育を必要とする子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間

イ 効力発生日から、同日から起算して2月を経過する日が属する月の末日までの期間

(2) 法第19条第1項第3号に該当する保育を必要とする子ども 次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

ア 効力発生日から当該保育を必要とする子どもが満3歳に達する日の前日までの期間

イ 前号イに掲げる期間

2 条例第3条第1項第11号の事由に係る保育を必要とする子どもの支給認定の有効期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 法第19条第1項第2号に該当する保育を必要とする子ども 次に掲げる期間のうち最も短い期間

ア 前項第1号アに掲げる期間

イ 効力発生日から、当該育児休業の期間の末日の属する月の末日までの期間

ウ 効力発生日から当該育児休業に係る子どもが満1歳に達する日の属する年度の翌年度の4月30日までの期間

(2) 法第19条第1項第3号に該当する保育を必要とする子ども 次に掲げる期間のうち最も短い期間

ア 前項第2号アに掲げる期間

イ 前号イに掲げる期間

ウ 前号ウに掲げる期間

3 条例第3条第1項第12号の事由に係る保育を必要とする子どもの支給認定の有効期間は、に該当するものとして認めた事情を勘案して市長が認める期間とする。

(保育必要量の区分の基準)

第4条 条例第4条の規定による保育必要量の区分の基準は、別表第1に定めるとおりとする。

(優先保育の基準)

第5条 条例第5条第2号の保護者の就労により自立が見込まれる世帯は、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

(1) 保育を必要とする子どもの保護者が、市が実施する就労支援を受けていること。

(2) 保育を必要とする子どもの保護者が、厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第23条に規定する公共職業安定所に求職の申込みをしていること。

2 条例第5条第3号の速やかに就労することが必要な世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

(1) 保育を必要とする子どもの保護者以外に当該世帯の生計を維持できる者がいないこと。

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第12条の規定による生活扶助を受けていないこと。

3 条例第5条第4号の虐待を受けるおそれがある状態は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 保護者から虐待を受けている又は受けたことがあり、和光市要保護児童対策地域協議会において情報の交換及び協議が行われていること。

(2) 市が虐待を受けた保育を必要とする子ども及びその保護者に対し保護その他必要な支援を行っていること。

4 条例第5条第4号の社会的養護が必要な状態は、保護者の経済的又は身体的な事由により、保育を必要とする子ども及びその保護者に対し、母子保健相談事業（母子保健に関する専門の職員が妊産婦等に対し相談支援等を行う事業をいう。）による支援その他必要な支援を市が継続的に行っていることを要件とする。

5 条例第5条第5号の障害は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、保育所等で保育を受けることができる状態にあるものとする。

(1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている又は身体障害者福祉法施行規則別表第5に規定する4級以上の障害を有する（特別の理由により当該身体障害者手帳を所持していない者に限る。）こと。

(2) 埼玉県療育手帳制度要綱第4条第2項の規定により療育手帳の交付を受けている又は同要綱第3条第2項に規定するC以上の障害を有する（特別の理由により当該療育手帳を所持していない者に限る。）こと。

6 条例第5条第8号の事由は、次の各号のいずれにも該当することを要件とする。

(1) 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業（次号において「家庭的保育事業等」という。）による保育を受けていたこと。ただし、事業所内保育事業による保育を受けていた保育を必要とする子どもにあつては、児童福祉法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児に該当していたものに限る。

(2) 保育を受けていた家庭的保育事業等を行う事業所の連携施設（和光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第14号）第7条第1項に規定する連携施設をいう。）において保育を受けること。

（支給認定審査等）

第6条 条例第6条第2項の規定により和光市子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）が行う支給認定に関する審査及び判定（以下「支給認定審査等」という。）は、別表第2に定める保育の必要性の基準指数、条例第3条第2項の規定による調整に関する事項及び条例第5条に規定する優先保育の基準に関する事項により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、支給認定審査等は、合議により行うことができる。

（臨時の支給認定審査等）

第7条 条例第6条第2項の規定による通知に同項の意見を付された保育を必要とする子どもその他支援会議が必要と認めた保育を必要とする子どもについては、合議による支給認定審査等を臨時に行うことができる。

2 支援会議は、前項の支給認定審査等を行ったときは、速やかにその結果を市長に通知するものとする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、法の施行の日（第3項において「施行日」という。）から施行する。

(和光市保育の実施に関する条例施行規則の廃止)

2 和光市保育の実施に関する条例施行規則（平成21年規則第15号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則は、施行日以後に保育を受ける小学校就学前子どもの支給認定について適用する。

附 則（平成27年規則第58号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年規則第36号）

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

保育必要量区分基準表

保育の必要性の事由		保育必要量の区分
就労	1月当たりの就労時間が120時間以上の場合	保育標準時間
	1月当たりの就労時間が120時間未満の場合	保育短時間
妊娠又は出産		保育標準時間又は保育短時間
疾病、障害又は介護		保育標準時間又は保育短時間
災害復旧作業		保育標準時間又は保育短時間
求職活動		保育短時間
就学	1月当たりの就学又は訓練の時間が120時間以上の場合	保育標準時間

1月当たりの就学又は訓練の時間が120時間未満の場合	保育短時間
虐待	保育標準時間又は保育短時間
育児休業及び特例	保育標準時間又は保育短時間

#### 備考

- 1 保育の必要性の事由の欄中「就労」は、条例第3条第1項第1号の事由を、「妊娠」は、同項第2号の事由を、「出産」は、同項第3号の事由を、「疾病」は、同項第4号の事由を、「障害」は、同項第5号の事由を、「介護」は、同項第6号の事由を、「災害復旧作業」は、同項第7号の事由を、「求職活動」は、同項第8号の事由を、「就学」は、同項第9号の事由を、「虐待」は、同項第10号の事由を、「育児休業」は、同項第11号の事由を、「特例」は、同項第12号の事由をいう。次表事由の欄並びに備考第7項及び第8項において同じ。
- 2 保育の必要性の事由が就労、求職活動又は就学以外の事由の場合の保育必要量の区分は、当該事由に該当するものとして認めた事情を勘案して定める。
- 3 保育の必要性の事由が就労又は就学で1月当たりの就労時間又は就学若しくは訓練の時間が120時間以上の場合であっても、保護者が希望するときは、保育必要量の区分を保育短時間とすることができる。

#### 別表第2（第6条関係）

##### 保育の必要性の基準の指数表

保育の必要性の事由				基準指数	
事由	細目			保護者	保護者
				1	2
1 就労	就労	週5日以上	日8時間以上の就労を常態とする。	30	30
			日7時間以上8時間未満の就労を常態とする。	29	29
			日6時間以上7時間未満の就労を常態とする。	28	28
			日5時間以上6時間未満の就労を常態とする。	27	27
			日4時間以上5時間未満の就労を常態とする。	26	26
	週4日以上 5日未	就労	日8時間以上の就労を常態とする。	28	28
			日7時間以上8時間未満の就労を常態とする。	27	27
			日6時間以上7時間未満の就労を常態とする。	26	26

	満の就 労	日 5 時間以上 6 時間未満の就労を常態とする。	2 5	2 5
		日 4 時間以上 5 時間未満の就労を常態とする。	2 4	2 4
	週 3 日 以上週	日 8 時間以上の就労を常態とする。	2 6	2 6
		日 7 時間以上 8 時間未満の就労を常態とする。	2 5	2 5
	4 日未 満の就 労	日 6 時間以上 7 時間未満の就労を常態とする。	2 4	2 4
		日 5 時間以上 6 時間未満の就労を常態とする。	2 3	2 3
		日 4 時間以上 5 時間未満の就労を常態とする。	2 2	2 2
	内職 月 1 2 日以上 の就労	日 4 時間以上の就労を常態とする。	1 5	1 5
	内定 週 5 日 以上の 就労	日 8 時間以上の就労を常態とする。	2 5	2 5
		日 7 時間以上 8 時間未満の就労を常態とする。	2 4	2 4
		日 6 時間以上 7 時間未満の就労を常態とする。	2 3	2 3
		日 5 時間以上 6 時間未満の就労を常態とする。	2 2	2 2
		日 4 時間以上 5 時間未満の就労を常態とする。	2 1	2 1
	週 4 日 以上週	日 8 時間以上の就労を常態とする。	2 3	2 3
		日 7 時間以上 8 時間未満の就労を常態とする。	2 2	2 2
	5 日未 満の就 労	日 6 時間以上 7 時間未満の就労を常態とする。	2 1	2 1
		日 5 時間以上 6 時間未満の就労を常態とする。	2 0	2 0
		日 4 時間以上 5 時間未満の就労を常態とする。	1 9	1 9
	週 3 日 以上週	日 8 時間以上の就労を常態とする。	2 1	2 1
		日 7 時間以上 8 時間未満の就労を常態とする。	2 0	2 0
	4 日未 満の就 労	日 6 時間以上 7 時間未満の就労を常態とする。	1 9	1 9
		日 5 時間以上 6 時間未満の就労を常態とする。	1 8	1 8
		日 4 時間以上 5 時間未満の就労を常態とする。	1 7	1 7
2	妊娠 又は出 産	出産予定日の属する月が入園希望月又は入園希望月の前 2 月若しくは後 2 月の場合。	2 5	2 5
		出産予定日の属する月が入園希望月の 3 月以上後の場合。	1 5	1 5
3	疾病 入院	1 月以上の入院が必要な場合。(入園希望月に入院予定も	3 0	3 0

	含む。)		
	居宅	精神性、感染性疾患、常時臥床により、3月以上の加療を要し、保育が常時困難な場合。	30 30
		1月以上通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合。	27 27
		上記以外の疾病等により、1月以上の加療を要し、保育が困難な場合。	22 22
4	障害	身体障害者手帳1級若しくは2級、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳((A))、A若しくはBの交付を受けていて、保育が常時困難な場合。	30 30
		身体障害者手帳3級、療育手帳Cの交付を受けていて、保育が困難な場合。	26 26
		身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合。	24 24
5	求職活動		10 10

#### 備考

- 1 基準指数は、子どもを現に監護している保護者2人(原則、父母とする。)の基準指数を合算したものとする。現に監護する保護者が1人の場合については、条例第5条に規定する優先保育の基準に関する事項により、調整する。
- 2 事由1の細目の「就労」は、会社等に就職していること又は独立して自ら事業を営んでいること(以下「自営業」という。)を、「内職」は、居宅にて自営業以外で労働し、賃金を得ることを、「内定」は、会社等に就職することが決定している状態をいう。
- 3 事由1の細目に規定する就労時間は、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の法令の定めるところにより取得する休憩等の時間を含むものとする。
- 4 不規則勤務等により、事由1に定める細目によりがたい就労の場合は、その事情を勘案して基準指数を決定する。
- 5 事由2及び3並びに次項の「入園希望月」は、保育所等の利用を開始しようとする月をいう。

- 6 保護者のうち、就労し、かつ、妊娠している母（出産予定日の属する月が入園希望月又は入園希望月の前2月若しくは後2月に該当する者に限る。）の保育を必要とする事由については、別に定めるところによる。
- 7 保育を必要とする事由が介護、災害復旧作業及び就学の場合の基準指数は、事由1の細目の就労に準ずる。
- 8 保育を必要とする事由が特例の基準指数は、その事情を勘案して決定する。